# 令和4年度第8回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和4年11月14日(月)午後2時00分から3時30分 開催場所 御殿場市役所 本庁舎5階 大会議室

出席委員 (30人)

1番 勝 又 忠 好 君 5番 岩瀬 茂君 7番 長 田守正君 伊 倉 ふさ子 君 9番 11番 小宮山 光 文 君 13番 鎌 野 博 之 君 15番 芹 沢 重 徳 君 17番 田 代 速 夫 君 19番 木 政 信 君 鈴 21番 小 林 武 治 君 勝亦康雄君 23番 渡辺義文君 25番 27番 杉 山 光 利 君 29番 滝 口 惠 治 君

2番 杉 山 道 洋 君 4番 立道和策 君 6番 勝 又 政 昭 君 8番 坂 本 登志雄 君 10番 勝 亦 里 沙 君 12番 小宮山 勉 君 14番 山 﨑 嘉 幸 君 君 16番 勝 又 髙 18番 内 田 元 和 君 土屋直人 君 20番 大 庭 省 一 22番 君 又 保 明 君 24番 勝 又 光 明 君 26番 勝 28番 石 田 澄 夫 君 30番 杉 山 泰 芳 君

#### 欠席委員 (1人)

31番 林

3番 加藤由富君

良 三 君

## 議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告

報 第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について 報 第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

6 農地法に関する議案

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について 議案第36号 非農地証明申請書の決定について

- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

## 農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 上原 正典 遠藤 慎也 石田 萌乃

会議の概要

事務局長

ただ今から令和4年度第8回総会を開会いたします。

会長

--会長挨拶--

事務局長

ありがとうございました。

本日の出欠の報告ですが、議席番号3番 加藤由富委員が欠席となります。農業委員の出席は過半数に達しておりますので、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により小宮山会長を議長として進行します。

会長お願いいたします。

会長

これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため 委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。

会長

日程3 議事録署名人の指名ですが、6番 勝又政昭委員、8番 坂本登志雄委員よ ろしくお願いします。

会長

日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長

日程5 農地法に関する報告事項に入ります。

報第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

報第14号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年11月14日報告。今月の4条の届出は1件です。

(番号1について内容の読み上げ)

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承お願いします。

会長

報第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。 事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第15号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年11月14日報告。今月の5条の届出は5件です。

(番号1~5について内容の読み上げ)

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承お願いします。

会長

日程6 農地法に関する議案 を議題といたします。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。なお本案につきましては、整理番号 2 に議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まず整理番号 1、3、4 について審議いたします。その後、整理番号 2 について審議いたします。整理番号 1、3、4 について事務局から説明を求めます。

事務局

議案書4ページをお願いします。

議案第35号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、 委員会の決定に附す。令和4年11月14日提出。今月の5条許可申請は4件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 2,845 m<sup>2</sup>

転用内容は、売買による太陽光発電設備の設置です。

農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 1,080 m<sup>2</sup>

転用内容は、賃貸借による駐車場22台の設置です。

農地の区分は、農用地区域内農地、いわゆる青地に区分されますが、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供するもの」であり、例外的に許可の対象となります。このため、本申請地は令和4年9月12日に農業上の用途区分を農地から農業用施設用地に変更しております。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 畑 330 ㎡

転用内容は、使用貸借による駐車場10台の設置です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が 40%を超えるため、第3種農地 に区分されます。 以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1 2 番委員

調査日は令和4年11月4日で、譲受人とは電話で調査いたしました。譲渡人とは令和4年11月3日に自宅で話を聞いてきました。

申請については、本人が申請したものであり間違いありません。

転用理由は、譲渡人は過去に親戚筋で本申請地を相続により取得しましたが、現在は高齢で視力が悪く、農業を行うことが困難であります。同居の息子についても譲渡人の介護等で耕作管理ができないとのことです。また譲受人は本申請地が道路に面した平坦地であり、太陽光発電設備に係る工事と管理が行いやすいことから、譲渡人と話がまとまり申請に及んだものです。

資金については、自己資金で対応するとのことです。

他の権利者の同意についてですが、他の権利設定はありません。

転用時期については、転用許可後すぐに着工したいということですが、現在、隣接する鮎沢川の護岸工事をしていまして、その工事が終わり次第着工若しくは工事期間でも 出来る部分については着工していきたいとのことでした。

他法令については、市土地利用対策委員会の承認が必要なため、市内の測量会社に手続きをお願いしているそうです。

転用面積については、2,845 ㎡であり約61件分の電力の発電を見込んでいるとのことで、適正と考えます。

周辺への影響については、鉄道と道路に挟まれた土地であり、他の影響は無いと思われます。

以上です。

会長

整理番号3番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

調査日は令和4年11月8日に調査いたしました。

譲渡人とは電話で、譲受人とは現地で調査しました。本申請地の周辺には譲受人が経営するイチゴ狩りの施設等があり、本申請地だけが休耕地として残っていました。

申請については本人がしたものであり内容に間違いありません。

転用理由については、イチゴ狩りが始まるとお客様が沢山来て、既存の駐車場からは み出して道路に車を止めることがあり、近所の方から苦情があったそうです。駐車場は 他にも2か所ありますが、来客が多い時には一杯になってしまうので、駐車場を新たに 用意したいということでの申請です。

資金については譲受人の自己資金で対応するとのことです。

他の権利者の同意等については、富士裾野東部土地改良区の意見書があります。

その他の法令については、問題ありません。

転用時期については令和4年12月1日着工予定とのことです。

転用面積については適正と考えます。

なお、土地については 14 年間の賃貸借契約となり、転用の際には砂利を入れて、契約

が終わったら元に戻すことになっています。

周辺への影響については、責任をもって行うということで、問題ないと考えております。

以上です。

会長

整理番号4番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

2 4 番委員

調査日は令和4年11月9日です。調査場所は現地で行いました。

申請行為については、譲渡人は兄妹であり、父親は子供の頃に亡くなり、当地は二人が相続し共有名義となっています。申請はこの二人が行っており、内容には間違いありません。

転用理由につきましては、譲渡人は三島市に居住しており、遠方でもある事から、現在休耕状態となっています。このような状況下、近年近隣での駐車場不足が発生しており、この畑を駐車場としたく、今般の申請となったもので、やむを得ないと判断します。 資金につきましては、土地整地費が25万円であり自己資金で対応するとのことです。 他の権利者の同意についてですが、他の権利設定はありません。

転用時期につきましては、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令につきましては、許可申請の必要はありません。

転用面積につきましては、周辺の住宅状況を鑑み、車両 10 台分を確保する計画であり、 面積 330 ㎡は適正であると考えます。

周辺への影響につきましては、申請地は 9m幅の公衆用道路に面しており、周りは住宅地で隣接地に農地は無いため、農地への支障は無いと思われますが、万が一何らかの被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのことであります。

以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に整理番号2について、審議いたします。本案につきましては、10番委員が申請 代理人となっているため、議事参与の制限に該当する案件になります。農業委員会等に 関する法律第31条により議事に参与できませんので、10番委員は退席をお願いいた します。

#### (10番委員退席)

会長

それでは、整理番号2について、事務局から説明を求めます。

事務局

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 1,267 m<sup>2</sup>

転用内容は、使用貸借による福祉施設1棟の建設、駐車場14台の設置です。

本申請地につきましては、元々農用地区域内農地に指定されておりましたが、令和4年8月18日に農用地区域からの除外が済んでいる農地であります。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が 40%を超えるため第3種農地に 区分されます。

以上です。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

調査日は令和4年11月6日です。調査場所は現地で行いました。

申請行為についてですが、本人が申請したものであり、内容についても間違いありません。

転用理由ですが、この法人については障害のある児童を放課後に預かり、生活向上、 発達支援、友達や仲間づくりを進める放課後等デイサービスを運営していますが、受け 入れ希望が多く、現在の施設では収容しきれない状況であり、新たな施設を設け移設し たいというものです。その中で福祉施設 1 棟、駐車場 14 台が必要であるということです。

資金の関係ですが、全額自己資金で賄うということで、預金額も確認しております。 他の権利者の同意の関係ですが、問題ありません。

転用時期ですが、許可あり次第、12月には着工したいということです。

他法令の関係ですが、この土地は農用地区域でしたが令和4年8月18日に除外が認められていますので、問題ありません。その他の関係法令についても手続きを進めているとのことです。

転用面積については、事業の目的から見て適正であると思われます。なお、事業地には農業用ビニールハウスが設置されていますが、放課後等デイサービスの中で農業体験の場として使っていくとのことです。

周辺への影響ですが、雨水排水等で付近農地に被害を出さないよう十分留意するが、 万が一被害が生じた場合には責任をもって対処するということで、問題はありません。 以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。 10番委員は着席してください。

(10番委員着席)

会長

ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されましたのでご報告いたします。

会長

次に議案第36号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。事務局から 説明を求めます。

なお、本案につきましても整理番号2に議事参与の制限に該当する議員がおりますので、まず整理番号1について審議をいたします。その後、整理番号2について審議をいたします。整理番号1について事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第36号 次のとおり非農地証明申請書が提出されたので委員会の決定に附す。 令和4年11月14日提出。今月の非農地証明申請は2件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 登記地目 田 現況 宅地 22 ㎡

こちらの場所は、御殿場市からの払い下げの際、田として残ってしまった土地であり、 現状母屋の建物敷地として一体利用がなされております。非農地証明の要件である建築 物等の敷地として相当のものであり、かつ建築後10年以上経過しており農地への復元が 容易でないと認められるものに当てはまります。

以上です。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

6番委員

調査日は令和4年11月5日です。調査場所は申請人の弟宅で、申請人と申請人の息子さんと立会いました。

本人が申請した内容で間違いありません。

現況の様子は、建物敷地として利用しています。

転用経緯は申請人の実弟が昭和58年に分家しています。家を建てる土地だけ農地転 用してありますが、敷地の一部として使用しています。

所定の手続きをしなかった理由は農地法理解不足ということでございます。

農地への回復は、建物敷地として利用しているので復元できません。 以上です。

| 公工 ( )

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に整理番号 2 について、審議いたします。本案につきましては、1 0 番委員が申請代理人となっているため、議事参与の制限に該当する案件になります。農業委員会等に関する法律第 3 1 条により議事に参与できませんので、1 0 番委員は退席をお願いいたします。

(10番委員退席)

会長

整理番号2について事務局から説明を求めます。

事務局

番号2(議案書の内容読み上げ)登記地目 畑 現況 山林 1,071 ㎡ こちらは現地及び平成25年の航空写真での確認により、非農地証明の要件である植林後10年以上経過し、山林としての樹観が認められ将来山林として維持管理が見込まれるものに当てはまります。

以上で、事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

6番委員

調査日は令和4年11月9日です。調査場所は申請人の自宅で行いました。 申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いありません。 現場の様子は、植林してから50年以上級っており、台周で倒れた所の一部が推木

現況の様子は、植林してから50年以上経っており、台風で倒れた所の一部が雑木として育っている状態です。

転用経緯は、理由は不明とのことであり、木の高さは10m以上あります。

所定の手続きをしなかった理由は、周りがほとんど山林であり、農地とは理解していなかったためです。

農地への復元は、回りは檜林で高さが10m以上あり、復元はできないと思います。また、この地域は鹿や猪がよく出るところでありますので、農業には向いていないと思います。

以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

10番委員は着席してください。

会長

(10番委員着席)

会長

ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されましたのでご報告いたします。

事務局

次に日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案 を議題とします。 議案第37号 農地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

議案書の7ページをお願いします。

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり 農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和4年11月14日提出。

議案書8ページの議案第37号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が11月15日の利用集積計画となります。

本議案における計画は1件で、面積は300 m<sup>2</sup>です。本議案は、利用権設定等促進事業による利用集積です。まず本制度の説明をいたします。

(利用権設定等促進事業の内容説明)

番号1 (内容読み上げ) 1 筆 300 ㎡ 以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

事務局

本事業は市民農業者向けになります。1,000 ㎡以上耕作してしまうと、農家資格が発生してしまう関係で、市民農業者の方については耕作面積は1,000 ㎡未満とお願いしております。

20番委員

合計の耕作面積が 1,000 m\*未満ということでしょうか。

事務局

合計面積が 1,000 m未満の必要があります。

2番委員

市民農業者になるにはどのような手続きをしたらなれるのですか。簡単に教えてください。

事務局

市民農業者の登録ですが、まず農業委員会事務局に相談していただいた後、必要書類

を提出していただき、農業に関する技術、熱意を持っているかを審査します。最終的に は農業委員会総会でご審議いただき、議決された場合登録される形になります。

4番委員 意欲があれば農業未経験者でもよいのでしょうか。

事務局 農業者でない方で、意欲があり農業大学校で学ぶ等して技術を持っており、農業委員会が認めた場合市民農業者になることができます。

4番委員 面接は誰が行いますか。

事務局 基本的に事務局の方で聴き取りを行いまして、書類を提出していただき、事務局で確認した後、議案として農業委員会総会にかけさせていただき、審議して決定する流れになります。

19番委員 市民農業者は何人ぐらい登録されていますか。

事務局 5名登録されています。

19番委員 1,000 ㎡以下の農地を借りて農業を行えばよいのでしょうか。 本議案で借りるのは300 ㎡で、合計面積が1,000 ㎡未満になればよいですか。

事務局 はい。借り手の合計の耕作面積が 300 ㎡となりますので、残り 699 ㎡の農地をまだ借りられることになります。

19番委員 1,254㎡の内の300㎡を使うということですね。境を作ったり分筆等はされますか。

事務局 分筆等はありませんが、貸手・借り手双方で現地立会いのもと、使用部分を確認し設 定しております。事務局でも現地を確認しております。

4番委員 残りの農地はどういう状況になっているのですか。

事務局 地主の方が耕作しています。

21番委員 利用権が5年となっていますが、5年を過ぎるとまた手続きを行う必要がありますか。

事務局 更新をする場合は今回と同様の手続きをしていただき、次の5年を設定する形になります。

会長 それでは、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。

## (全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

それでは、本日の日程を全て終了しましたので、事務局へ進行を返します。

事務局

先ほどの市民農業者制度について補足いたします。

現在農地法第3条等で貸し借りをする場合には、下限面積がありまして耕作面積が3,000 ㎡以上でないと貸し借りが出来ないことになっています。一方、国の方で法律の改正が行われており、令和5年4月から予定ですが、下限面積が撤廃されることとなっています。先ほどの市民農業者については3,000 ㎡以下の場合でも農地を借りれるということですが、下限面積がなくなれば農地法第3条においても3,000 ㎡以下でも借りられることになります。このため、事務局としても動向を注視して適切な耕作が行われるよう務めてまいりたいと思います。

#### (連絡事項等)

- 1. 駿東地区農業委員会協議会視察研修中止に伴う代替品について 令和4年度東部地区農地利用最適化推進研修会について 農協祭農産物品評会における御殿場市農業委員会長賞の表彰について
- 2. 先進地活動事例(山形県南陽市農業委員会の農業委員会サポートシステム活用推進)の紹介並びに協議
- 3. 農業会議情報の配布について
- 4. 農業員会活動記録簿の配布
- 5. 次回総会 12月12日(月)午後2時00分 御殿場市民会館 3階 第7会議室
- 6. 職員の産休

連絡事項は以上になります。

4番委員

今更と言われてしまいますが、農業委員会制度について聞きたいことがあります。 農業委員と農地利用最適化推進委員は特別職の地方公務員非常勤です。どのような縛りがありますか。地方公務員の特別職ですと、市役所の職員とは違うと思いますが、これから統一地方選等があり、選挙活動等はできるのか、できないのか教えてください。 これだけの人数がいれば、地域で選挙委員等の役職をお願いされる方が多分いると思うのです。少し心配の要素があるため縛りがあるのか確認したいです。

事務局長

選挙管理委員会等に確認して来月の総会でご報告いたします。 よろしくお願いいたします。

4番委員

もう1件あり、夏に荒廃農地の調査をしました。調査した結果を提出しました。それ は毎年やられていることだと思います。その提出したものについては、土地の所有者、 当事者にこの土地はこうなっているから、これこれ改善してください、元に戻してくだ さいとか、指導されているんですか。一向に改善されない農地もあります。隣接地で耕作されている方が、そういうところが獣の住かになっており、例えばイノシシとかによって隣接地が被害にあっているのを耳にしました。獣は演習場だけではなくて、こういうところにもいるんですよ。それを解消するには、もう少ししっかりと、行政として然るべき処置をとっていただいて、隣接の農地に被害が及ばないようにしていただきたいと思います。

事務局

事務局の方で、通知を出させていただきます。

事務局長

行政としての課題でもあります。指導についても、拘束力がなかなかない部分もありますが、地主とも折衝して、出来る限り改善していけるよう市として努めてまいります。

4番委員

毎年、通知は出しているのですか。

事務局長

これまでは会計年度任用職員が個別で対応しておりましたが、一律に対応できていなかった部分もあり、改善が必要であると考えます。

2 1 番委員

通知の内容については、我々にもお知らせしてくれますか。

事務局長

報告させていただきます。

2 1 番委員

来月の農業委員会でお願いしたい。

4番委員

法的な根拠はないと思うが、それに準ずるものがあれば、こういう制度になっておりますよと、強くうたっていただきたい。市の方が対応しますとそういうふうにしてください。

事務局長

わかりました。

他に質問等ございますか。

事務局長

それでは長時間にわたりお疲れ様でした。以上をもちまして、令和4年度第8回総会 を閉会いたします。ありがとうございました。

議長	
議事録署名人	6番
	- ш
議事録署名人	8番

